別表第七の備考Ｈ中「流出超過加算数以下」を「都道府県内対応見込患者数以下」に改め、同備考Ｉを次のように改める。

Ｉ　０以上都道府県外対応見込患者数以下の範囲内で、当該区域の入院患者の状況等を勘案して都道府県知事が定める数

別表第七の備考ＪからＬまでを削り、同備考に次のように加える。

α　精神病床における入院期間が一年以上である入院患者のうち継続的な入院治療を必要とする者の割合として、原則として厚生労働大臣が定める数値の範囲内で都道府県知事が定める値

β　地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、治療抵抗性統合失調症治療薬の普及等による効果を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

γ　地域精神保健医療体制の高度化による影響値として、これまでの認知症施策の実績を勘案し、厚生労働大臣が定めるところにより都道府県知事が定める値

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日前に改正前の医療法施行規則第一条の十四第七項第一号から第四号までに掲げる場合のいずれかに該当するものとして医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第三条の三の規定によりされた届出は、改正後の医療法施行規則第一条の十四第七項第一号から第三号までに掲げる場合のいずれかに該当するものとして医療法施行令第三条の三の規定によりされた届出とみなす。

○厚生労働省令第二十八号

確定拠出年金法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第六十六号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則（平成十三年厚生労働省令第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第四条の二中「第六条第四号ロ」を「第六条第五号ロ」に改め、同条に次の一号を加える。

五　企業型年金加入者がその資格を喪失する場合において、企業型年金加入者掛金の額をその資格を喪失することに伴い拠出することとなる期間の月数に応じて変更する場合

第四条の三に次の一項を加える。

２　二以上の事業主が一の企業型年金を実施する場合における法第四条第四項の企業型年金規約の閲覧については、当該閲覧の求めをした第一号等厚生年金被保険者を使用する事業主は、当該企業型年金規約の全部又は一部（当該事業主に係る部分に限る。）を閲覧させることができるものとする。

第五条第一項第八号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に改め、同項第九号中「第三条第六号」を「第三条第八号」に改める。

第十五条第一項第四号中「各月」を「令第十条の二に規定する企業型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により事業主掛金を拠出する場合又は令第十条の三ただし書の規定により企業型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第十一条の二第二項に規定する拠出区分期間。第二十一条及び第七十条第三項第一号において「拠出期間」という。）」に改める。

第十六条の二を次のように改める。

（納付期限日を延長できる場合等）

第十六条の二　令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める場合は、事業主掛金を納付期限日（令第六条第七号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第一項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

２　令第十一条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

３　令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、企業型年金加入者掛金を納付期限日（令第六条第八号に規定する納付期限日をいう。次項及び次条第二項において同じ。）までに納付しないことについて災害その他やむを得ない理由があると認められる場合として厚生労働大臣が定める場合とする。

４　令第十一条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項の規定により延長される納付期限日について、前項の理由のやんだ日から二月以内において厚生労働大臣が定める日までの日であることとする。

第十六条の二の次に次の一条を加える。

（納付期限日の延長に関する通知）

第十六条の三　事業主は、令第十一条の三第一項の規定により事業主掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該事業主掛金の拠出の対象となる者に通知しなければならない。

２　事業主は、令第十一条の三第二項の規定により企業型年金加入者掛金の納付期限日を延長したときは、遅滞なく、文書でその内容及び理由を当該企業型年金加入者掛金を拠出する企業型年金加入者に通知しなければならない。

第二十一条第一項第五号中「各月」を「拠出期間」に改める。

第三十九条第一項第二号中「毎月」を「令第三十五条に規定する個人型掛金拠出単位期間（同条ただし書の規定により個人型年金加入者掛金を拠出する場合にあっては、令第三十六条の二第二項に規定する拠出区分期間。以下第五十六条まで及び第七十条第三項第二号において「拠出期間」という。）」に改める。

第四十八条第一項第三号及び第五十二条第一項第一号ホ中「毎月」を「拠出期間」に改める。

第五十六条第一項第四号及び第七十条第三項中「各月」を「拠出期間」に改める。